

## 第30回 芝富士地区まちづくり協議会 議事要旨

### (1) 日時

平成29年7月25日(火) 午後6時30分～7時45分

### (2) 場所

芝富士公民館 1階ホール

### (3) 出欠者

- ・会 員：10名
- ・事務局：川口市5名、(株)首都圏総合計画研究所3名

### (4) 議事次第

- 1) 開会
- 2) 緊急避難路(行止り解消)・防災避難路(危険ブロック塀解消)に関する補助事業について
  - (1) 町会役員会での周知、訪問説明の状況
  - (2) パンフレット
  - (3) その他
- 3) 閉会

### 【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 資料1：緊急時の避難路(水路)に関する補助事業のお知らせ
- ・ 資料2：「災害に強いまちへの改善を応援します！」  
(川口市密集市街地改善整備補助金について)
- ・ 資料3：平成29年度の協議会等の進め方
- ・ 第29回 芝富士地区まちづくり協議会議事要旨



▲当日の意見交換の様子



▲当日の意見交換の様子

(5) 議事概要 (○：協議会会員の発言、→：事務局の発言)

1) 開会

○：平成 29 年 5 月 24 日（水）、協議会長と道路部会長とで道路部会の提案を市の都市整備部長へ提出した。協議会側の意を汲んでいただき、道路の整備をよりよく進めて頂けると期待したい。

2) 緊急避難路（行止り解消）・防災避難路（危険ブロック塀解消）に関する補助事業について

(1) 町会役員会での周知、訪問説明の状況

「町会役員会での周知及び対象箇所への訪問説明の状況について（資料 1：緊急時の避難路（水路）に関する補助事業のお知らせ）を説明の後、意見交換を行った」

○：町会役員会（6 月 3 日（土））で、事務局に補助事業の説明をしてもらった。

○：訪問説明の時に、水路の蓋の音がうるさいという意見や、雨が降ると水が溜まって水路を通れないという意見があった。将来的な水路の整備イメージの説明と、今回の早急に対応するための補助の説明がそれぞれできれば、話が通りやすいと思う。また、水路沿いの塀に既に扉を設けている箇所があり、「非常時は通って良い」と言っている所有者もいる。よって、整備は必要ないが、それら既存の扉を使用して非常時の通り抜けができるようにするために協定が必要ではないかと思う。これにより、地域全体で防災に取り組んでいることをアピールでき、世代替わりしても有効に機能すると思う。

○：行き止まり道路に荷物が置いてある場所もあるのでいざという時に通れるようにしておく必要があると思った。また、芝富士 2 丁目の大規模貸し農園の付近の水路で蓋の音がうるさいという話があった。

○：蓋の改修は済んだはずだが、工事して間がない場合、改修部分が馴染んでおらず、蓋から音がするのかもしれない。様子を見るのが良いと思う。

○：ブロック塀は、補助の対象とするには高さが微妙なものもあると思った。また、補助事業は強制ではないが、ぜひ協力してもらいたいというスタンスで、かつ上手な話の仕方を意識していくと良い。

→：訪問時には会長と道路会長に同行していただいたため、話をよく聞いていただけた。個人負担がどの程度生じるのか関心を寄せる方が多かったので、行き止まり道路の解消に補助額 9/10、危険ブロック塀解体に補助額 9/10、新しいフェンスや門の設置に補助額 1/2 を補助することを口頭で説明した。丁度改修を検討していた方にとっては良い機会だと思うが、資金面で余裕のない方にとっては新しいフェンスや門の設置の自費出費分の 1/2 が負担になることも考えられる。補助事業は強制ではないので、まずは制度を周知して希望者がいればすぐに取り組める体制をつくりたい。市にアドバイスがあればいただきたい。

## (2)パンフレット

「パンフレット（資料2:「災害に強いまちへの改善を応援します！ ～川口市密集市街地改善整備補助金について～」）を説明の後、意見交換を行った」

○：パンフレットの4ページ目で、「10年間は整備した扉や塀などの維持管理をしてください」とあるが、どのような意図か。

→：国からの補助金が入る事業であるため、補助金が適切に使われているか検査があり、検査対象の期間が10年間となっている。検査では補助金を使って整備をした場所が適切に管理されているかも確認される。

○：パンフレットに「10年間」と入れるのが今一つしっくりこない。

→：例えば、補助金を使って行き止まり道路を解消したが、1年後に塀を立ててしまった場合は問題となる。そのような事を防ぐという意味がある。

○：パンフレットの4ページ目で、補助金の交付請求の後に「維持管理」とあるが、誰が維持管理を行うのか。

→：申請者が行う。

○：「改修した状態を10年間維持すること」とした方がわかりやすい。

○：行き止まり道路は私道で、不特定多数の人が通る可能性があるのは問題ではないか。

→：これらの制度は、災害時に水路へ又は水路から通り抜けできるようにするための制度である。行き止まり道路改修補助の場合、扉をつけることに補助金が出るが、普段は開けていても良いし、鍵をかけておいても良い。水路に繋がる私道に面している個人が行き止まり道路改修補助を利用したい場合、私道に接して家を建てている方々は協定書を市へ提出していただく。誰かが拒否すれば協定が結ばず、補助事業ができなくなる可能性もあるが、権利の絡むことであるため、誰か一人の一存で決めるわけにいかない。協定を結んだ上で申し込みをするのは若干ハードルが高いが、そのように考えている。また、10年経過したら壊しても構わないと捉えられても困るため、パンフレットの文言は事務局で少し検討したい。「協定を結ぶものであり、皆さんで維持管理をお願いします」という意味合いが良いように思う。

○：たまたま水路に面している人が補助事業に取り組んで、私道に面している他の方々に「余計な事をした」と言われてしまう可能性もあり、協定を結んで進めないと問題が発生することも考えられる。

→：2ページ目の上段の「その他の要件」で、「火災又は地震時などの緊急時に避難路として、誰が通り抜けてもよいことを承認した「通り抜け協定」を締結していること」と記載しており、補助金を交付する場合の要件となっている。水路に面した方のみでなく、水路に続く私道に面した方の協定を前提にしている。

○：私道であれば所有者と持ち分が登記されているが、塀の所有者を証明するものはない。非常時に通り抜けできるようにすることに賛成しても、その塀を改修等する費用に個人負担が生じることに抵抗がある人も出てくるかもしれない。

→：補助事業を実施していく中で、ご意見をいただきながら検討していきたい。

○：3ページ目の老朽建築物解体補助だが、対象となる工事の「①建築基準法第43条第1項の規定を満たさない敷地に建築されているもの」とあるが、どういう意味か。

→：建築基準法上、敷地の間口が道路に2m以上接していなければならず、接道基準を満たしていない敷地に建築されているものという意味である。

- ：近所に空き家が2軒あるが、老朽建築物解体補助の対象になるかもしれない。うまくいけば所有者を市へ紹介できるかもしれない。
- ：相談をもらえれば、市が要件を満たしているのか調べる。イメージとしては、解体した後、新しく建物を建てられない土地に建っている老朽家屋を対象としている。
- ：専門性の高い言葉だとわかりづらいため、一般向けに括弧書き等で補足するなどしてもらいたい。また、「詳しくは市へご相談ください」と加えると良い。
- ：パンフレットは一般向けに丁寧に書いてもらいたい。
- ：主に3つの条件があり、1点目は接道基準を満たしていないため建て替えが不可能なこと、2点目に昭和56年以前に建築された旧耐震基準の建物であること、3点目に燃え草となる可能性のあるものをすべて除却することが条件となる。その他、更地にした後、燃えるものを置かないようにすることも条件となる。
- ：老朽建築物を取り壊した後、どのように土地利用すればよいのか。壊すためにお金だけかかることになるのではないか。
- ：周辺の方々に相談して集合住宅にすれば良い。
- ：空き家が全国的に問題となっており、特定の空き家に認定されると建物は建っていても除却した場合と同じく固定資産税の減免が解除される可能性がある。よって今回の事業の対象となる古くて燃え草となる可能性のある建物については、特定の空き家に認定される前に、この補助事業を活用して除却してもらえればと思っている。
- ：近隣住民にとっても、空き家は危険でゴミも増えてくるため、課題だと思う。
- ：行き止まり道路での協定を結ぶ場合、連絡の窓口が必要である。
- ：協定の締結にあたっては、代表者1名の氏名、連絡先を提出していただく。
- ：通り抜けに関する協定の提出書類のフォーマットはあるのか。
- ：ある。申請書類の一部に入っている。
- ：塀の改修等で補助金を使っても費用の一部個人負担が発生する。町会からその分の費用を補填することはできないか。
- ：費用を補填するには、他の予算をカットする必要があり、検討が必要である。
- ：塀は私有財産となるため、難しいのではないか。
- ：まちづくりの一環であり、公益的な意味があることを考えれば、町会から費用を補填することも考えられなくはない。
- ：仮に町会から費用を補填するとしても、大きな金額にならないのではないか。
- ：いざという時のための、防災に寄与する事業であることを考慮すれば、町会から個人負担の費用を補助することには意味がある。なお、パンフレットの1ページ目についてだが、対象範囲がわかりづらい。
- ：凡例を修正すれば良い。「1、2の補助対象となる蓋掛け水路」「3の補助対象の区域」と記載するとよい。
- ：パンフレットはいつ完成するのか。
- ：8月中の完成を目標にして作成している。本日のご指摘を踏まえた修正については、事務局に預らせていただきたい。

★決定事項

- ・協議会からの指摘を踏まえ、事務局がパンフレットの内容を修正し、作成する。

### (3) その他

「事務局より今後の予定（資料3：平成29年度の協議会等の進め方）の説明の後、意見交換を行った」

→異議なし

「水路の車止めについて協議会員より意見が出たので、意見交換を行った」

- ：水路の出入口に車止めがあり、車椅子は通れないため、車椅子の方は逃げる事ができない。
- ：車止めは、自転車・バイクを水路に入れないようにするために設置してある。
- ：主要区画道路2号は買収後に暫定整備され、人や自転車が車を避けられるようになった箇所があるが、南端暫定整備がされていない所は道路が狭いままで、車を避けようとして自転車の方が転んだこともある。
- ：その箇所は、車が一台通るのがやっとの狭い道である。暫定的に退避スペースをつくって車両から歩行者等が逃げられるように工夫できないか。
- ：その件については、持ち帰って検討したい。
- ：水路に新聞配達バイクが毎日通っているが、バイクは通ってはいけないのか。
- ：水路は河川、用水路であり、本来は通行できない。

#### ★決定事項

- ・事務局提案通り平成29年度の協議会等を進める。

### 5) 閉会

#### ★決定事項

- ・第31回協議会は、2月20日（火）午後6時30分とする。

以上